

業務統計を用いた非営利団体サテライト勘定の推計

小林 健太郎

要 旨

本稿の目的は、指定統計をはじめとする「統計調査」と各省庁が、その業務上の必要に応じて収集した結果である「業務統計」の各マイクロデータを用いることによって、新たに二次統計を作成し、その際の問題点等を確認することにより、その利用可能性を検討したものである。より具体的には、これらを用いて非営利団体（Non-Profit Institutions：NPI）の経済規模を推計するために、NPI サテライト勘定の一部を推計することにより、この検証をおこなっている。この推計をおこなうために、統計調査である「事業所・企業統計」、「毎月勤労統計」、「民間非営利団体実態調査」に加え、業務統計である「公益法人概況調査」を用いるが、「公益法人概況調査」は、日本標準産業分類等に準じた産業分類がないことや従業者の定義等について、通常の統計調査とは異なる点が多くみられる。また、一般的な統計調査については、一部に「民間非営利団体実態調査」のような非営利団体についての調査があるものの、NPI サテライト勘定で要求する非営利団体の範囲をカバーするような調査は存在しない。このことから本稿は、非営利団体の一部について、業務統計を利用することの有用性を示したものとなっている。

〔キーワード〕 NPI サテライト勘定、業務統計、非営利団体（NPI）、

はじめに

本稿の目的は、総務省が実施している業務統計である公益法人概況調査と総務省統計局が実施する統計調査である事業所・企業統計調査のマイクロ照合データから得られた情報を用いて、これらの結果の利活用に関する例を示し、その利用可能性を検討することである。そのひとつの例として本稿では、NPI（Non-Profit Institutions）サテライト勘定の公益法人部門についての推計をおこなう。通常、統計調査は政策上の目的に応じてそれぞれ設計がなされるが、

必ずしも異なる統計間における比較・検討が容易ではないことが多い。このような場合において、国民経済計算体系（SNA）のような二次統計を実際に作成することにより、幅広い利用可能性や、既存統計調査では把握されていない項目を確認することが可能となるのである。このような理由から、本稿では、SNAにおいて特に非営利団体の活動に着目したサテライト勘定であるNPI サテライト勘定を推計することとした。事業所・企業統計などの既存の集計データや公益法人概況調査を用いてNPI サテライト勘定の推計をおこなった研究として、小林

(2008) があげられるが、本稿では、公益法人概況調査と事業所・企業統計調査のマイクロデータをマッチングした新規の集計結果を用いて推計をおこなっており、この点で先行研究である小林(2008)と異なるものとなっている。公益法人概況調査と事業所・企業統計調査の照合をおこなった結果として作成された基礎資料を用いることにより、公益法人概況調査には付加されていない情報である産業分類別の推計も併せて推計をおこなうことが可能となることが示された。但し、両調査の照合結果に関しては、公益法人概況調査が法人ごとの調査であるのに対し、事業所・企業統計調査は事業所ごとの調査であるため、この結果は必ずしも両調査の対応関係を正確に反映したものではないなどの問題点も課題として残される点には留意する必要がある。

はじめに全体の推計結果から見ていくと、我が国における平成16年度の公益法人部門の産出額(生産額)はおよそ14兆6千億円程度、付加価値額は3兆5千億円程度であると推計された。ここでの特徴は、中間消費額に対する付加価値額の構成比が非常に小さく推計されている点である。この点は、先行研究においても問題となっていた点であり、産業分類別に推計をおこなうことにより解消されることが期待されたが、先行研究と同様、中間消費と付加価値の関係は通常GDP推計の値と比較して大きな改善は見られなかった。この点については、ここで推計された中間消費の大きさが、非営利団体特有のものであるのか、あるいは一次統計の処理や推計の基礎資料の不十分さによるものであるのかについて、さらに詳細に検討していく必要がある。

次に、産業分類別の法人数、付加価値額、1法人当たり付加価値額、法人の構成比、付加価値の概略について述べておこう。まず、法人数

を見ると産業分類Qサービス業(他に分類されないもの)の割合が、46.1%(未分類含む)と非常に高い割合を占めていることがわかる。次いで高い割合を占めるのが未分類であるが、これを除くと産業分類N医療・福祉が6.05%、O教育、学習支援業が4.46%と続いているが、サービス業と比較すると法人数自体は少ないことが分かる。次に付加価値額を見てみると、やはりQサービス業が多いことには変わりはないが、構成比をみると40.46%と若干値を落としていることが分かる。一方で、N医療・福祉は26.45%と非常に大きな割合を占めている。また、法人数の割合から考えるとE建設業、G電気・ガス・熱供給・水道業、H情報通信業などは大きな値を示していることが確認された。最後に、1法人当たりの付加価値額を見てみると、E建設業の付加価値額が非常に大きい点に特徴があることが分かる。この他、N医療・福祉、G電気・ガス・熱供給・水道業、H情報通信業などが続いている。これらの分野は、比較的人件費が高いことから、このような推計結果が得られたものと考えられる。

I SNA/NPI サテライト勘定

i サテライト勘定とは

ここでは、サテライト勘定について若干の解説をおこなう。サテライト勘定とは、93SNAにおいて初めて採用された概念で、従来のSNA(国民経済計算体系)である68SNAには含まれていないものである。1970年代に我が国においても、公害や福祉の問題が注目され始めた頃に、経済規模のみを計測するSNA体系、代表的にはGDPなどの経済指標のみをみて一国の豊かさを測ることに懐疑的な議論がなされたが、この時NNW(国民純福祉)のような概念が提案され、実際に内閣府経済社会研究所(旧経済企画庁)において推計がされている。

しかしながら SNA の基本的な枠組みの中に、そのまま福祉の概念や環境の概念を含めて計測してしまうと、本来の推計の対象となる経済規模そのものは計測できなくなってしまうという問題が発生する。このため、従来の GDP の概念に含まれる各勘定、すなわち所得支出勘定、分配勘定、資産勘定などについて、政策上重要と考えられる特定の分野における適切な指標を確保するため、従来の勘定体系を拡張する形で推計をおこなうものとしてサテライト勘定という概念が提案されたのである。このサテライト勘定は、現在、国際連合より環境サテライト勘定¹⁾、観光サテライト勘定、非営利団体サテライト勘定の推計ハンドブックが発行されており、これは Web 上から容易に入手することが可能となっている。また、現在93SNA の後継として2008SNA の提案がなされているが、このマニュアルにおいても、サテライト勘定は継続して掲載されている。特に、NPI サテライト勘定については、従来の GDP 統計において既に推計されている対家計民間非営利団体の項目に、その概念の適用可能性が示されており93SNA におけるよりもさらに重要な位置付けがなされているといえよう。

ii 非営利団体の定義

前項では、サテライト勘定全般についてみてきたが、次に本稿で推計の対象となる非営利団体および公益法人の定義についてみていくこととしよう。前出の国民経済計算における非営利団体に関するハンドブックによる定義では、推計作業上の定義として非営利団体とは、次の要件を満たすものであると定義される²⁾。

a. 組織であること

1) 我が国においては『環境経済統合勘定』という名称で内閣府経済社会総合研究所より公表されている。

- b. 営利を目的とせず、利益を分配しないこと
- c. 制度的に政府から独立していること
- d. 自己統治的であること
- e. 非強制的であること

SNA/NPI ハンドブックにもあるように、以上の要件は全ての国・地域について制度的・文化的な背景などから、そのまま適用可能なものではないことがあることには留意が必要である。例えば、我が国における日本生活協同組合などの例はこの好例である。SNA/NPI ハンドブックにおいて協同組合は民間非営利団体の定義に含まれることになるが、我が国における日本生活協同組合は、5つの要件を厳密に適用した場合、非営利団体に含まれない可能性がある。また、信用金庫や信用組合についても定款に非営利を謳っているものもあるが、利益非分配を厳密に考えた場合、上記の定義における非営利団体からは排除されることとなる。これらの具体的な非営利団体の境界の確定については、宇南山・小林（2005）において詳述されているため、これを参照されたい。

次に、上述の定義を踏まえたいうで、現行の SNA において、制度部門の対家計民間非営利団体（NPISH）として位置付けられ、実際に我が国において推計されているものの範囲について確認しておこう。旧経済企画庁経済研究所による93SNA 推計手法解説書（暫定版）によると、対家計民間非営利団体の範囲は、

2) Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts, Chapter 2 Defining NPIs 2.11には、NPI サテライト勘定の推計に必要な定義として以上の a～e の基準が掲載されている。また、これ以降、2.22までをみるとこれらの定義の運用上の留意点や実際に推計をおこなう際の組織体の具体例についての記述がなされているので、これらについても併せて参照されたい。

団体の性格としては、「他の方法では便利に提供しえない社会的・地域社会的サービスを、家計に提供するという特定の目的を遂行するために集まった団体」で、(中略)日本産業分類でみると、(892)健康相談施設、(90)社会保険・社会福祉、(91)教育、(92)学術研究機関、(93)宗教、(942)労働団体、(943)学術文化団体、(944)政治団体、(949)他に分類されない非営利団体、(951)集会場が該当する。

とあることからわかるように、我が国の対家計民間非営利団体の範囲については、日本標準産業分類の中分類もしくは小分類において、実際上の定義がなされていることになる³⁾。しかしながら、SNA/NPIハンドブックでも確認できるように、NPIの範囲は対家計民間非営利団体に限られたものではない。実際、現行の93SNAにおいては、制度部門別分類として、産業部門が非金融と金融に分類されるほか、政府部門、家計部門、対家計民間非営利団体部門のように分類されるが、サテライト勘定において推計されるべきNPIは、これらすべての部門にそれぞれ存在し、それぞれの部門におけるNPIを全て合計したものが、NPIとして推計されるものであるとして、この概念を表1のようにまとめている。すなわち、SNAにおいては、企業(C1、C2)、政府(G)、家計(H)、対家計民間非営利団体(N5)の4つの制度部門に分かれているが、非営利団体の範囲は、現行のSNAで認識されている対家計民間非営利団体(N5)だけではなく、企業(非金融(N1)・金融(N2))や政府(N3)とならび家計(N4)にまで、存在していると考えていることとなる。現行のSNA推

3) 但し、ここで示されている産業分類は、日本標準産業分類第10回改定版のものであり、現在の日本標準産業分類の分類番号とは異なる。

計においても同様であるが、このような制度部門の分類に用いられるのは、各制度部門に産業分類を対応付けるという方法である。実際上の方法としては、このような方法を踏襲することが最も簡便な分類の方法であると考えられる。このことから非営利団体の経済規模に関する実際の推計をおこなう上での非営利団体の分類についても同様に、現行の産業分類を利用して特定の産業分類に属する事業所・企業を非営利団体であるとみなし、再定義するという方法が簡単な方法として考えられよう。しかしながら、このような基準を用いて非営利団体の境界の設定をおこなう場合に問題となるのは、どの産業分類を非営利団体に属する産業分類とみなすかという点と当該産業分類に属する全ての事業所を非営利団体とみなすことが可能であるか否かという点である。この点については、小林(2004)宇南山・小林(2005)や小林・佐藤(2005)に詳しい。また、公益法人に限った推計については、小林(2008)がある。以下では、これらの先行研究についてみていく。

iii 先行研究における非営利団体の境界設定とその課題

我が国におけるNPIサテライト勘定の推計に関する先行研究としては、財団法人統計研究会『SNA/NPIサテライト勘定推計に関する調査・研究報告書』においてなされた推計がある。この報告書においては、NPIサテライト勘定の推計結果のみではなく、この概念や既存統計との対応関係などについての検討もおこなわれおり、NPIサテライト勘定推計のための参考資料となる。しかしながら、この報告書においても述べられているように、NPIの範囲の確定について若干の留意が必要であること、範囲が確定されたとしてもNPIの範囲と対応する形で調査されている一次統計が必ずしも存

表1 NPI サテライト勘定における非営利団体の取り扱い

Type of institutional unit	sectors of the SNA					
	Non-financial corporations	Financial corporations	General government	Households sector	NPISH sector	Non-profit sector
Corporations	C 1	C 2				
Government units			G			
Households				H		
Non-profit institutions	N 1	N 2	N 3	N 4	N 5	$N = \sum N_i$

出所：“Handbook on Non-profit Institutions in the System of National Accounts”, United Nations, Chapter 2.

在しないケースがあること、NPI サテライト勘定で要求される推計のための基礎資料は、経済規模に関するものだけではなく、非市場産出やボランティアの活動規模にまで至るなどの点から、推計可能な範囲が非常に限られる点などが課題として挙げられている。

さて、前項において述べた非営利団体の範囲の確定についてみてみよう。NPI サテライト勘定の作成に際して必要とされるのは、NPIに含まれる範囲を確定し分類をおこなうこと、その範囲に含まれるデータを勘定項目に則した形で集計・推計することである。一般にNPIの範囲がどの程度の範囲で区切られるのかを見るために、NPO（非営利組織）の類型とNPIハンドブック⁴⁾上における定義、さらにSNA上でのNPIの取り扱いを概観することで公益法人がどのような位置付けで取り扱われるべきかを確認しておく。

非営利部門の範囲に関する類型化は様々な形で考えられるが、大枠を示すために、表2に示すNPOの類型化を例にとることとする⁵⁾。表

2に示されるように、非営利部門の範囲は目的により様々な範囲で定義が可能となるが、民法上で定義される公益法人である財団法人、社団法人は“広義のNPO”として分類されている。

さて、ここで再度、非営利団体の定義について確認しておこう。先述したとおり、NPIの定義は(a)組織である、(b)営利を目的としない、(c)制度的に政府から分離している(d)自己統治的である、(e)非強制的であるの5つの項目によりなされている。その一方で、公益法人⁶⁾の持つ特徴としては①公益に関する事業をおこなうこと、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ること、と記されており、NPIハンドブックにおける(c)(d)と公益法人の特徴である③の関係で、公益法人をNPIに含めるべきか否かが一つの問題となるが、本稿において公益法人は、民法上規定された法人であるという点を重視し、主務官庁の許可を得ることが必ずしも制度的に政府から分離していないことは意味しないと考え、これをNPIに含めると解釈することとする。

次に、現在の93SNA体系において非営利部門として定義されている範囲が、どの程度の範

4) “Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts” United Nations, 2003

5) 高橋、高橋、今瀬（2002）「産業連関表を用いたNPOの経済分析」RIETI Discussion Paper Series 02-J-010、図1多様なNPO類型化の一例（p4）を参照。

6) ここでいう公益法人とは民法34条に規定される公益法人のことであり、具体的には財団法人、社団法人を指す。

表2 非営利組織の定義の例

狭義の NPO	特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、市民活動団体、ボランティア団体
広義の NPO	社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、宗教法人等
最広義の NPO	生活協同組合、商工組合、労働組合、認可地縁団体等

囲にあるのかを見てみよう。93SNA の下では、経済活動別分類からみれば、産業、非産業に分類され、さらに非産業内で政府サービス生産者、家計、対家計民間非営利サービス生産者という分類により、非営利活動は対家計民間非営利サービス生産者として位置付けられている。一方、制度部門の類型として非金融法人企業部門、金融機関部門、一般政府部門、家計部門、対家計非営利団体部門の5つに類型化され、対家計非営利部門は一つの経済主体として取り扱われている。本稿での推計の対象である非営利団体の位置付けは、経済活動分類から見れば「対家計民間非営利サービス生産者」、制度部門の類型から見れば「対家計非営利団体部門」となるが、我が国における推計手法の下では両者は完全に一致する。このため、本稿においても特に断らない限り制度部門から非営利団体を捉えて話を進める。

II 業務統計と調査統計—公益法人概況調査と事業所・企業統計調査—

i 推計のための基礎資料

本稿の中心的なテーマである公益法人のサテライト勘定推計の推計において、最も重要な役割を果たすのが、推計のための基礎資料の収集となる。これは、GDP をはじめとする加工統計を作成するためには、その基礎となる資料の信頼性や精度が加工統計の精度に直接的な影響を与えるためである。例えば、小林 (2008) における公益法人のサテライト勘定の推計においては、推計のための基礎資料として、「公益法

人概況調査」、「民間非営利団体実態調査」、「毎月勤労統計調査」、「国民経済計算年報」などの資料が用いられているが、「公益法人概況調査」は、総務省大臣官房管理室が収集している業務統計であるのに対し、「民間非営利団体実態調査」、「毎月勤労統計調査」は、それぞれ総務省統計局、厚生労働省がおこなう統計調査であることから、それぞれの資料を用いて推計をおこなう際に、基礎資料間の定義の不整合などいくつかの問題が発生することにより、推計の精度が低くなる可能性について指摘がなされている。これらの点を確認するために、以下では本稿における推計において中心的な役割を担う「民間非営利団体実態調査」と「公益法人概況調査」のそれぞれについて確認することにより、サテライト勘定推計の際の問題点を明らかにし、その上で業務統計である「公益法人概況調査」と調査統計である「事業所・企業統計調査」のマイクロデータの照合データを作成し、これを用いた推計をおこなうことの意義について述べることにする。

ii 我が国における民間非営利団体の推計

ここでは非営利部門がどのように取り扱われているのかを確認しよう。93SNA において対家計民間非営利団体の範囲は、日本標準産業分類 (JSIC) でみると、「健康相談施設」、「社会保険・社会福祉」、「教育」、「学術研究機関」、「宗教」、「労働団体」、「学術・文化団体」、「政治団体」、「他に分類されない非営利団体」、「集会場」で定義される。また、これらの推計の際

表3 93SNAにおける民間非営利団体と推計のための基礎資料

活動目的別	日本標準産業分類	推計のための基礎資料
教育	学校教育	今日の私学財政
	社会教育	
その他	社会保険・社会福祉、学術研究機関、 宗教、労働団体、学術・文化団体	民間非営利団体実態調査
	政治団体	
		政治資金収支報告書

出所：『93SNA 推計手法解説書（暫定版）』経済企画庁経済研究所

には活動目的別に「教育」と「その他」に分類される。活動目的別「教育」は学校教育（私立学校ただし付属病院をのぞく）と社会教育からなり、学校教育については『今日の私学財政』、社会教育については『民間非営利団体実態調査』が推計のための基礎資料となっている。一方、活動目的別「その他」は「政治団体」以外については『民間非営利団体実態調査』、政治団体については、『政治資金収支報告書』を基礎資料として推計がおこなわれている。

民間非営利団体実態調査は、その調査目的において「民間で非営利事業を営む…、GDPをはじめとする「国民経済計算」の推計のための基礎資料を得ることを目的とする…」⁷⁾とあるように、非営利部門の推計において重要な役割を持つ統計であることがわかる。本稿での目的は公益法人の取り扱いに関するものであり、民間非営利団体実態調査に含まれる事業所が多数あることが想定されるため、民間非営利団体実態調査について概観する。民間非営利団体実態調査の枠組みの中では、非営利部門は大きく分けて対家計と対企業の2つに分類される。すなわち、

民間非営利計＝対家計非営利サービス＋対企業非営利サービス

である。対家計非営利サービスと対企業非営利

サービスの内訳を表にしたものが表4である。前述したとおり、93SNAで非営利部門として認識されるのは対家計サービスのみであるが、一方で民間非営利団体実態調査の対企業サービスは、現行のSNA推計上では産業扱いになっており、非営利部門としては推計されていない。さて、この統計においての母集団となるのは、『事業所・企業統計調査』（総務省統計局）より求められる対象民間非営利団体である⁸⁾。『平成8年事業所・企業統計調査』により調査された民間非営利団体は約170,000事業所であり、『平成13年度民間非営利団体実態調査』で実際に調査されるのは2,100事業所である。民間非営利団体実態調査では表4の分類をおこなったうえで、上記に分類された「事業所は民間非営利団体と言ひ、営利を目的とせず、公益的事業の遂行を目的とし、民法上の「社団法人」および「財団法人」、…、等がこれに該当する」⁹⁾としていることから、前節でみた公益法人の特徴にもかかわらず、この分類に該当する公益法人は、現行の日本のSNA推計の枠組みでは民間非営利団体として認識されていることがわかる。

7) 「平成13年度民間非営利団体実態調査報告」内閣府経済社会総合研究所 調査概要より抜粋

8) 『平成13年度民間非営利団体実態調査報告』では、『平成8年事業所・企業統計調査』より求めた対象民間非営利団体約170,000事業所が採用されている。

9) 『平成13年度民間非営利団体実態調査報告』調査概要より抜粋。

表4 民間非営利団体実態調査における非営利部門の分類¹⁰⁾

	分類番号	日本標準産業分類 (JSIC)
対家計サービス	742	健康相談施設
	75	社会保険・社会福祉・介護事業
	771	社会教育
	92	宗教
	912	労働団体
	913	学術・文化団体
	919	他に分類されない非営利団体
	931	集会場
対企業サービス	792	事業協同組合 (他に分類されないもの)
	911	経済団体

出所：内閣府経済社会研究所『民間非営利団体実態調査報告』より作成

以上、見てきたとおり民間非営利団体実態調査は、現行の93SNAにおいて対家計民間非営利団体の推計に利用するために実施されている調査である。このため、ここで実施されている調査内容とその他の統計調査の対応関係を把握することができ、かつ、そこで確認されたデータの入手が可能であれば、93SNAと同様の枠組みで、対象とする組織・団体の推計がおこなえることとなる。次に、公益法人概況調査を確認することにより、公益法人概況調査によって調査されている調査項目と民間非営利団体実態調査において調査されている項目の対応関係を確認することにより、この他どのような基礎資料が必要となるのかを確認する。

iii 民間非営利団体実態調査と公益法人概況調査の対応関係

公益法人概況調査は、統計法にいう「指定統計」、「承認統計」、「届出統計」などの範疇に含まれるものではなく、公益法人行政の必要性か

ら実施されているものであるという意味で、業務統計と呼ばれるものである。平成15年度版公益法人白書では「公益法人概況調査」について”以下のように記されている。

「公益法人概況調査とは、公益法人の実体を把握すべく、総務省（大臣官房管理室）が各所管官庁に対して、昭和61年から実施しているものである。調査項目等の変更等があるため、すべての調査項目について連続性があるものではない。」

「調査の時点は、毎年10月1日現在である。本年次報告で使用しているデータは、基本的に平成14年度公益法人概況調査（平成14年10月1日現在）により、各所管官庁から申告を受けた数字によるものである。ただし、財務・会計等に関する項目については、前年度決算報告の値である。したがって、平成14年度公益法人概況調査においては、事業年度が4月から翌年3月であるものについては、平成13年度4月～平成14年度3月の値（資産等については、平成14年3月31日時点の値）となる」

以上のように、公益法人に関する資料として、公益法人概況調査、決算報告書の2つの情報が利用されており、公益法人概況調査が公益

10) 『平成13年度民間非営利団体実態調査報告』内閣府経済社会総合研究所 平成15年1月発行、本報告書の利用上の注意を下に作成。但し、分類番号および分類は日本標準産業分類の第11回改訂版に修正した。

表5 民間非営利団体実態調査と公益法人概況調査の対応関係

民間非営利団体実態調査		対応する公益法人概況調査の項目		
1	経営組織	会社以外の法人 法人でない団体	○ 財・社団法人の別	
2	本所・支所の別	本所 支所	×	
3	従業者数	有給役員	○ 役員等の状況	
		常用雇用者	○ 職員数うち常勤	
		臨時日雇	○ 職員数一常勤	
		有給従業者数計	○ 職員数	
		無給で従事している者	×	
		従業員総数	○ 職員数	
4	事業活動の範囲	非営利事業活動のみ行っている	△ 法人の性格および指導監督上の	
		非営利及び営利事業活動をあわせて行っている	△ 収益事業収入の項目から推測可能	
5	従業者数・収入額の割合		×	
6	収入額の一番多い活動		×	
1	収入	会費等の移転的支出	○ 会費収入・寄付金収入等	
2		事業収入	○ 事業収入	
3		利子収入	△ 財産運用収入	
4		配当収入		
5		地代		
6		家賃		
7		賃貸料		
8		その他収入	×	
9		計	○ 年間収入計	
10	支出	仕入代	△ 等	
11		消耗品費		
12		光熱水費		
13		印刷製本費		
14		上下部機関への支出		移転支出
15		関連機関への会費		
16		保険・共済等の給付金		
17		寄付金、人への贈与金等		○
18		損害保険料		
19		人件費		
20		地代		
21		家賃		
22		賃貸料		
23		減価償却費		
24		租税・公課		
25		支払利息		
26		その他の事業経費		
27	計	○		
	社会福祉事業について	行っている	×	
		行っていない		
28	住宅	△	事業に不可欠な固定資産取得費	
29	非住宅			
30	構築物等			
31	設備			
32	在庫増減			

出所：民間非営利団体実態調査調査票、公益法人概況調査調査票より作成

法人についての実態を捉えるための有力な手段であることがわかる。先述したとおり、公益法人概況調査は指定統計、承認統計ではなく、公益法人の実態を把握するためにおこなう行政記録¹¹⁾の蓄積である。このため、この調査の報告は通常の形式では、公益法人白書により報告されるのみであるが、総務省大臣官房室に対し、情報開示請求をおこなうことで、これらすべてに関するマイクロデータを入手することが可能となる。なお、本稿で推計に用いるデータは、平成16年度調査によるものである。この調査の概略のうち、主要なものをまとめると次のようになる。

調査目的：国所管及び都道府県所管の公益法人の総合的な実態、公益法人の設立許可及び指導監督基準等の実施状況を把握することにより、公益法人に関する行政の推進に資することを目的とする。

調査主体：総務省が各所管官庁に依頼。

調査対象：国所管の公益法人。都道府県知事及び教育委員会所管の公益法人。

調査結果：「公益法人に関する年次報告」（公益法人白書）において公表。

調査項目は、Ⅰ．基本に関する事項、Ⅱ．指導監督に関する事項、Ⅲ．役員等に関する事項、Ⅳ．会計等に関する事項、の4つの項目に分かれており、「基本に関する事項」は、主に法人の性質、目的に関する事項についての調査、「指導監督に関する事項」は各法人の所管官庁への書類提出状況や情報公開の状況、「役員等に関する事項」については、理事、監事の

性質についての調査、及び職員数等についての調査がおこなわれる。最後に、「会計等に関する事項」においては、基本的には貸借対照表、及び収支決算書についての調査となっている。特に収入については会費、寄付金、補助金等の項目に分かれており、特に、補助金に関しては詳細な項目に分かれている。前項でも見てきたとおり、現行のSNAにおいては、対家計民間非営利団体についての推計は、その多くを民間非営利団体実態調査の結果を用いて推計がなされている。

このことから、非営利団体部門の推計をおこなうためには、民間非営利団体実態調査の調査項目に対応する資料の収集ができれば、同様の推計が可能となることを意味する。この対応関係をみるために、作成したのが表5である。

ここに示されるように、公益法人概況調査は、非営利団体の推計のために必要な資料のうちの多くを提供する調査内容となっているが、民間非営利団体実態調査と比較して、本所・支所の区別がないこと、無給で従事しているものの把握がなされていないこと、収入額の一番多い活動が把握されていないこと、支出に関して総額は把握されるものの人件費、地代、家賃などの支払いの詳細が把握されていないことなどが問題となる。次に、これらの項目が把握されないことによるサテライト勘定推計上の問題点をみていこう。まず、本所・支所の区別がないのは、民間非営利団体実態調査が事業所ごとの調査であるのに対して、公益法人概況調査が法人ごとの調査となっているためである。しかしながら多くの統計調査において、生産額や賃金水準などの資料は事業所の従業者規模別の集計がなされており、事業所の規模により、これらの平均的な値に差が発生する傾向がある。一般的には、事業所の規模が大きいほど、平均的に生産額や賃金水準は高くなる傾向にあると考え

11) 行政記録の利用については、“Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts” United Nations, 2003 Chapter 5: Implementing the NPI Satellite Account-Data Sources に、利用に関する先行研究などが紹介されている。

られるが、法人ごとの集計では必ずしもそのような集計はなされていないため、法人全体の従業者規模により平均的な賃金水準等を変更する根拠はないこととなる。このため、従業者規模別に賃金率を変更するなどの細かな推計ができないから大雑把な推計にならざるを得ないこととなる。次に、公益法人概況調査では、無給で従事しているものが調査されていないため、サテライト勘定の非市場産出やボランティア活動の経済規模の推計などができない。最後に、支出項目について総額は把握できるのにもかかわらず、その内訳についての情報が極端に不足するため、総生産額は把握できるものの、付加価値や中間投入額の推計をおこなうことができないこととなる。このため付加価値の推計には、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に関する税などを何らかの方法で推計する必要が生じるが、先述のとおり、雇用者報酬の推計のためには、事業所規模別の情報や産業分類格付け等の情報が必要となる。公益法人概況調査は、通常の意味での統計調査ではないから、このような産業分類格付けはなされていない。小林・佐藤（2005）では、このような問題を解消するために、公益法人概況調査において調査されている設立目的や法人の名称などから、産業分類を推定する試みがなされているが、この方法による雇用者報酬等についての推計の精度は十分に高いとはいえないであろうことが予想される。

以上のような背景から、本稿においては「事業所・企業統計調査」と「公益法人概況調査」のマイクロデータを照合し、事業所・企業統計調査によってなされている産業分類格付けを公益法人概況調査に対応させることにより、新たに情報が付加された公益法人概況調査を用いることによって、産業に応じた賃金率を用いた推計をおこなうことが可能となるため、従来の推計

より高い精度で、サテライト勘定の推計をおこなうことが可能となることが期待される。また、このことは公益法人の産業別経済規模が明らかになることを示している。以下では、照合された公益法人概況調査を用いたサテライト勘定の推計をおこなう。

III サテライト勘定推計の手順と推計結果

ここまでの各節では、サテライト勘定推計に関する背景や先行研究あるいは先行研究において課題となってきた点を解説し、本研究の中心的な役割を果たす事業所・企業統計調査と公益法人概況調査の照合データの利用の有効性について述べてきた。本節では、これらの事項を踏まえ、実際に公益法人に関するサテライト勘定の推計をおこなう。本稿においては、原則として産業分類別の基礎資料を用いた他は先行研究における推計手法に準じた形で推計をおこなっている。本稿では、推計のための基礎資料として、公益法人概況調査、事業所・企業統計調査、毎月勤労統計調査、民間非営利団体実態調査を用いる。特に民間非営利団体実態調査については、現行の国民経済計算において推計の基礎資料となっているため、これに沿って推計をおこなえば、国内総生産と総支出勘定、制度部門別所得支出勘定を推計することができることとなる。このことから、国民経済計算における対家計民間非営利団体の推計項目と民間非営利団体実態調査の調査項目の対応関係を確認しておこう。

生産勘定の推計

生産勘定において推計すべき項目は、産出、中間消費、固定資本減耗である。SNA/NPIハンドブックにおける勘定表の構造を見ると、この3項目を推計した後、バランス項目として純付加価値、粗付加価値が求められる。すなわち、

産出－中間消費＝粗付加価値
 粗付加価値＝純付加価値＋固定資本減耗
 である。

通常の推計作業において粗付加価値は、上式のとおり産出額から中間消費額を差し引く形で推計される。このため、我が国のSNAにおいて対家計民間非営利団体を推計するための基礎資料として用いられる民間非営利団体実態調査においても、中間消費に該当する項目は調査内容が充実したものとなっている。しかしながら、公益法人概況調査の結果からは、中間消費の項目に該当するものとして把握できるのは、

事業費、管理費の二つの項目のみであり、これらの項目に含まれているであろうものは、中間消費のみではなく人件費、税支払いなど、付加価値を形成する項目も含まれているものと想定される。このため、産出を事業費と管理費の合計であると見なして推計した場合、人件費、租税・公課などの要素所得を別途推計する方法により粗付加価値を求め、産出（＝費用（事業費＋管理費））から粗付加価値を差し引く手順で中間消費の推計をおこなう必要がある。

以上が、生産勘定項目の推計になるが、粗付加価値は要素所得（雇用者報酬、小週の社会負

表6 国民経済計算における非営利団体の推計方法

勘定	推計項目		実態調査該当項目
国内総生産と総支出勘定	中間投入		仕入原価
			消耗品等
			光熱水道料
			印刷製本費
			地代・家賃・賃貸料
			その他の事業経費 在庫（控除）
	付加価値	雇用者報酬	B 人件費
		固定資本減耗	C 減価償却費
		生産・輸入品に課される税	D 租税・公課
	(生産額)	計	E=B+C+D
	産出額	F=A+B	
制度部門別所得支出勘定	中間需要		G
	家計現実最終消費	家計最終消費支出	H 事業収入
		対家計民間非営利団体最終消費支出	I=F-(G+H)
制度部門別資本調達勘定	総固定資本形成		J 投資支出 在庫（控除）
	財産所得（支払）		K 支払利息
制度部門別所得支出勘定（一部）	社会扶助金		L 移転支出
	財産所得（受取）		M 利子収入 配当収入 賃貸料収入
		民間非営利団体への經常移転	N 会費等の移転的支出
		貯金	O=(M+N)-(I+K+L)

出所：経済企画庁『93SNA 推計手法解説書（暫定版）』

担、固定資本減耗、生産者に課されるその他の税等（租税・公課）の合計から算出している。このため、これらについては以下の所得支出勘定より推計される。

所得勘定の推計

ここで推計する項目は、雇用者報酬、生産物に課されるその他税、財産所得（受取）、財産所得（支払）である。生産勘定の推計で見てきたとおり、今回の推計において粗付加価値・純付加価値は総生産額から中間消費を差し引くことで推計されたものではない。先述した通り、これらは要素所得からの推計となる。定義から見ると粗付加価値は、雇用者報酬（人件費）、固定資本減耗、生産者に課されるその他の税等（租税・公課）から構成されていることになる。すなわち、

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値} &= \text{純付加価値} + \text{固定資本減耗} \\ &= \text{雇用者報酬} + \text{租税・公課} + \text{営業余剰} + \text{固定資本減耗} \end{aligned}$$

である。SNAにおける推計では、バランス項目として営業余剰が残差となって推計される項目となるが、本稿における推計対象は公益法人であるため、営業余剰は発生していないものとする。このことを踏まえ営業余剰は0であるものとするれば、粗付加価値の定義式は次のように書き換えられる。

$$\text{粗付加価値} = \text{雇用者報酬} + \text{租税・公課} + \text{固定資本減耗}$$

$$\text{純付加価値} = \text{雇用者報酬} + \text{租税・公課}$$

よって、ここでは雇用者報酬、租税・公課についての推計をおこなえばよいことになる。次節においてより詳細な推計方法を示すが、今回の推計方法では、これらの要素所得の各項目について過小に推計されている可能性がある。

雇用者報酬については、毎月勤労統計年報より全産業における平均賃金を用いて、推計をお

こなった。また、役員の報酬については公益法人概況調査において役員報酬が5階級に分けられたものが入手可能であったため、これを用いて推計をおこなった。雇用者報酬は、「賃金及び給与」と「雇主の社会負担」からなる。ここで賃金及び給与は、従業員の給与と役員報酬からなるものとし、従業員の給与については、毎月勤労統計調査より産業大分類別の平均月額給与総額を用いて推計をおこない、役員報酬については、公益法人概況調査における役員平均報酬の値と常勤の役員数を用い推計をSNAおこなった。これらは以下のように推計される。

$$\begin{aligned} \text{従業員給与} &= \text{従業員数} \times \text{一人当たり平均月額給与総額} \\ &\quad (\text{就業形態別} \cdot \text{産業分類別}) \times 12 \end{aligned}$$

$$\text{役員報酬} = \text{常勤役員数} \times \text{役員平均報酬の中心値}$$

次に雇用者報酬を構成する雇主の社会負担の推計方法について検討しよう。我が国における現行の国民経済計算においては、大きく分けて雇主の現実社会負担及び雇主の社会負担の二つの項目からなっており、前者については各種健康保険制度や組合などの事業報告書をもとに推計がなされており、後者については、『国税庁統計年報書』や『地方財政年報』などを用いて退職金などの推計をおこない、各種保険制度などに対する雇主負担分などは『賃金労働時間制度総合調査』、『地方財政統計年報』、国の決算書などの資料を用いて推計がおこなわれている。しかしながら、これらの資料について、今回の推計対象に限った範囲で収集することは困難であるため、便宜的に本稿における推計においては、『国民経済計算年報』の「93SNAマニュアルに従った勘定体系群」に掲載されている「賃金俸給」と「雇主の社会負担」の構成比を今回の推計により求められた上述の賃金及び給与に乘じることにより推計をおこなった。当

然、これらの推計は産業分類別に行うことができないため、推計したすべての産業分類においてこれらの構成比は同一のものとなる。

租税・公課に含まれるもののうち、大きな値を占める項目は事業税と消費税であるが、今回推計をおこなったのは事業税のみである。事業税は収益部分に課せられるものであるから、事業収入から事業費を差し引いたものに、公益法人に対する事業税率0.25を掛けたものを事業税とした。但し、事業収入から事業費を差し引いてマイナスになる法人は計算から除いている。

最後に減価償却費は、公益法人概況調査による「事業に不可欠な固定資産取得費」をそのまま減価償却費に等しいものとした。このことは各法人における固定資産の取得が、平均的にみれば現状の固定資産の減耗分を補填するためにおこなわれており、かつ、毎年同程度の資産の原状回復あるいは維持のための固定資産取得がおこなわれていることを仮定したものである。すなわち、このことは公益法人の規模が短期的には拡大あるいは縮小していないことを仮定していることとなる。

以上の方法により、推計をおこなった結果が表7となる。

次に、産業分類別の付加価値額についてみていこう。表8は、産業分類別の付加価値額、一法人当たり付加価値額、法人の産業分類別構成比及び付加価値額の産業分類別構成比を、それぞれ記載したものである。これらを確認すると、付加価値額の大きな産業は、産業大分類Q サービス業（他に分類されないもの）が際立って大きく、兆円程度で公益法人全体のおよそ40%程度の割合を占め、次いで産業大分類N 医療・福祉の構成比が大きいことが分かる。また、一法人当たり付加価値額を確認すると、産業大分類E 建設業が最も大きく、他の産業の10倍近い大きさと推定されている。次いで産業

大分類N 医療・福祉や産業大分類G 電気・ガス・熱供給・水道業などの一法人当たり付加価値額も比較的大きい水準にあることが分かる。

以上の点について、若干の考察をおこなおう。まず、公益法人の性質、すなわち公益法人の多くが民間非営利団体に属しているであろうことから予想されていた通り、サービス業の公益法人全体に占める割合が大きいことが確認された。それにもかかわらず、付加価値額が法人数ほどに大きく推計されないのは、サービス業の一人当たり現金給与総額が小さいことによるものである。逆に一法人当たりの付加価値額が大きい建設業や医療・福祉などは、一法人当たりの従業者数が大きいことや一人当たりの現金給与総額が大きいことが要因である。また一法人当たりの付加価値額が小さい産業についても、従業者数や現金給与総額の大きさが、推計結果に影響を与えたものである。特に、今回のマイクロデータの照合作業において、照合ができなかった未分類の項目については、この影響が特に反映されている。今回照合ができなかった法人の傾向を確認してみると、規模が大きい法人と比較して、規模の小さな法人の方が、照合できない割合が高いことが分かる。このような傾向を反映して、今回の推計においても未分類のものは、1法人当たりの付加価値額も小さく推計されることとなっている。

おわりに

本稿では、93SNAのもとで提唱されているサテライト勘定に着目し、非営利団体サテライト勘定の概念を用いて、その一部を公益法人に適用し経済活動規模についての推計をおこなった。ここでなされた推計は、簡便的なものであり、未推計の勘定項目や既に推計をおこなった項目についても、基礎資料の収集やその他の推計手法の詳細な検討などをおこなうことによ

表7 NPI サテライト勘定 公益法人計

単位100万円)

	総 NPI, SNA 基準 公益法人計	
	使途	源泉
パート A : SNA 取引 (その他フロー及びストック)		
I : 生産勘定		
P. 1 産出 1/		14,645,798
P.11 市場産出		14,645,798
そのうち: 第三者支払い		
P.12 自分自身の最終使用に対する産出		
P.13 その他非市場産出		
P. 2 中間消費	11,108,567	
B. 1 g 付加価値 (総)	3,537,231	
K. 1 固定資本減耗	433,630	
B. 1 n 付加価値 (純)	3,103,601	
II.1.1: 所得勘定の生成		
B. 1 n 付加価値 (純)		3,103,601
D. 1 雇業者報酬	2,717,462	
D.11 賃金及び給与	—	
D.12 雇主の社会負担	—	
D.29 生産物に課されるその他税	386,139	
D.39 生産に対するその他補助金	—	
B. 2 営業余剰 (純)	0	
II.1.2: 第一次所得の配分勘定		
B. 2 営業余剰 1/		0
D. 4 財産所得	442,631	526,147
D.41 利子		
D.42 法人企業の分配所得		
D.45 賃貸料		
B. 5 第一次所得の収支 (純)	83,516	
II. 2 : 所得勘定の第二次配分		
B. 5 第一次所得の収支 (純)		83,516
D. 5 所得、富等に課される経常税		
D. 7 その他経常移転	10,914	1,853,800
民間フィランソロピー	—	1,006,545
政府補助金及び移転	—	847,256
海外からの補助金及び移転	—	—
B. 6 可処分所得 (純)	1,926,401	

表8 産業分類別法人数と付加価値額

	法人数	付加価値額 単位：100万円	1法人当たり付 加価値額 単位：100万円	法人数の 構成比	付加価値額 の構成比
A 農業	135	7,759	57	0.53%	0.22%
B 林業	54	7,394	137	0.21%	0.21%
C 漁業	25	2,824	113	0.10%	0.08%
D 鉱業	3	234	78	0.01%	0.01%
E 建設業	28	30,834	1,101	0.11%	0.87%
F 製造業	38	5,767	152	0.15%	0.16%
G 電気・ガス・熱供給・水道業	31	15,782	509	0.12%	0.45%
H 情報通信業	244	103,976	426	0.96%	2.94%
I 運輸業	232	67,243	290	0.91%	1.90%
J 卸売・小売業	343	78,363	228	1.34%	2.22%
K 金融・保険業	313	103,173	330	1.23%	2.92%
L 不動産業	513	133,498	260	2.01%	3.77%
M 飲食店・宿泊業	394	64,841	165	1.54%	1.83%
N 医療・福祉	1,546	935,449	605	6.05%	26.45%
O 教育、学習支援業	1,138	149,514	131	4.46%	4.23%
P 複合サービス事業	308	7,081	23	1.21%	0.20%
Q サービス業（他に分類されないもの）	11,783	1,431,182	121	46.13%	40.46%
未分類	8,413	392,319	47	32.94%	11.09%
合計	25,541	3,537,233	138	100.00%	100.00%

て、今回の結果よりも推計の精度を高めることが可能であろう。この意味では、本稿において推計された結果は容易にその規模が変わることもある可能性があることから、推計の結果それ自体は、あくまでも試論の域を出ないものであろう。NPI サテライト勘定の推計については、次の点が課題としてあげられる。付加価値と中間消費の1対3程度の割合が、推計上の問題なのか公益法人特有の問題なのかという点である。今回の推計では、毎月勤労統計調査より産業分類別の月間平均給与額（就業形態別）を推計の基礎資料として使用したが、この就業形態別は「一般」、「パート」の区分である。公益法人の場合、いずれの産業においてもホワイトカラーの構成比が高いことが想定されるため、このような情報を含む基礎資料を使用する必要が

ある可能性がある。付加価値の多くの部分は雇用者報酬が占めるため、推計の精度向上を図るのであれば、この点をより詳細に検討していく必要があろう。しかしながら、本稿における推計に用いた『事業所・企業統計調査』と『公益法人概況調査』のミクロデータの照合により、既存の資料の情報量を高めるという方法は、経済統計の整備あるいは補助という観点からは、多くの検討の余地を残すものであろうと考えられる。例えば、今回の推計に用いられた基礎資料のように、産業分類格付けの情報を新たに付け加えられた公益法人概況調査の結果を、都道府県別の統計資料として利用することで、既存の『民間非営利団体実態調査』の補足資料としてこの情報を用いることができる可能性がある。このような応用例については、今後の検討

課題としたい。

追記

本研究は、「経済社会における公益法人の活動実態と期待される新たな役割に関する研究」(平成19年度科学研究費補助金 基盤研究(C) 課題番号19530229)における研究成果である事業所・企業統計調査と公益法人概況調査のマイクロデータを結合することにより得られた情報を利用し、業務統計の二次的利用の例として進められた研究成果の一部である。また、二次的利用の例として示されたNPIサテライト勘定推計については、財団法人統計研究会「国民経済計算の非営利団体(NPI)サテライト勘定作成に関する調査研究」(平成15年度、平成16年度笹川平和財団助成研究)によって得られた推計手法その他の成果を本稿においても利用している。

参考文献

- United Nations (2003) Handbook of National Accounting Handbook on Non-Profit Institutions in the System of National Accounts, United Nations.
- 経済企画庁 93SNA 推計手法解説書 (暫定版).
- 宇南山卓 小林健太郎 (2005) 「母集団の確定とICNPO分類の適用」, 『国民経済計算の非営利団体(NPI)サテライト勘定作成に関する調査報告書(第2年度)』, 財団法人統計研究会.
- 小林健太郎 佐藤朋彦 (2005) 「NPIサテライト勘定の推計手法とその適用」, 『国民経済計算の非営利団体(NPI)サテライト勘定作成に関する調査報告書(第2年度)』, 財団法人統計研究会.
- 小林健太郎 (2004) 「93SNAにおける公益法人の取り扱いについて」, 『国民経済計算の非営利団体(NPI)サテライト勘定作成に関する調査研究報告書』, 財団法人統計研究会.
- 小林健太郎 (2008) 「NPI(非営利団体)サテライト勘定の統計」, 『統計研究会 Occasional Papers No.33民間非営利団体(NPI)と国民経済計算(SNA)』, 財団法人統計研究会.
- 小林健太郎 (2008) 「行政資料を用いた二次統計の作成」, 『統計研究会 Occasional Papers No.33民間非営利団体(NPI)と国民経済計算(SNA)』, 財団法人統計研究会.